

環境影響評価審査会 北近畿豊岡自動車道部会（第5回）会議録

- 1 日時：平成27年1月15日（木） 15時00分～16時30分
- 2 場所：兵庫県庁2号館11階A会議室
- 3 議題：豊岡都市計画道路1.4.3号北近畿豊岡自動車道北線に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員：遠藤委員、小谷委員、上甫木委員（部会長）、近藤委員、菅原委員、住友委員
- 5 兵庫県：環境影響評価室長、審査情報班長他班員2名
自然環境課、水大気課、温暖化対策課
- 6 事業者：国土交通省近畿地方整備局
- 7 配付資料
 - < 資料 >
 - 資料1-1 集水域別の生息環境の改変状況について
 - 資料1-2 水質調査について
 - 資料2 環境影響評価準備書についての審査会意見
 - 資料3 豊岡都市計画道路1.4.3号北近畿豊岡自動車道北線に係る環境影響評価準備書の審査について（答申案）
 - < 参考資料 >
 - 参考資料1 環境影響評価に関する条例手続の流れ（北近畿豊岡自動車道北線）
 - 参考資料2 住民意見書・知事意見書に対する事業者の見解（準備書から抜粋）
- 8 議事概要

（事務局が、本日の資料について説明。その後、事業者が、資料1-1により、集水域別の生息環境の改変状況について説明。）

（委員）

確認だが、先程の地図で、上流と下流に黒い点線の矢印があるが、これは、橋梁構造になっていて、生物の移動が可能であるという意味か。

（事業者）

橋梁なので、橋脚、橋台は出てくるが、閉塞してしまうことはない。

（委員）

生物の移動も可能ということか。

（事業者）

可能である。

3頁目の桁江については、橋梁構造ではなく、山裾を切り盛りするので、森林と湿地の境界部の改変が、改変率でいうと、ここだけは高い。

（部会長）

栃江はどういう構造か。ボックスか何か入るのか。

(事業者)

赤で示している箇所がボックス構造で、通れる構造になっている。ただし、山裾を切土、盛土するので、ここを利用していた種については、今までどおり行き来はできない。

こちらの湿地部と森林部については改変しないので、境界部分だけ改変されることになる。

(部会長)

湿地に流れてくる雨水は確保されるのか。

(事業者)

残る湿地には水が流れてくる。

(部会長)

水色の点線が流域を示していると思うが、地図で言う上側の流域に降った水は、従来は湿地のところに入り込んでいると思う。計画では、そちらに集めるような計画をされているのか。

(事業者)

こちらの水は、道路側で受けて、どこかに排水することになる。

上側の領域に降った水が、湿地帯に涵養されるのは、ボックス等を伝って流れるだけになる。

(部会長)

道路で発生した水は、道路側の側溝で出て行くわけか。

(事業者)

まだ詳細設計はしていないが、こういったあまり切り盛りがないところについては、なるべく今までの水路形態に流す。しかし、今までどおり自然に来ていたところについては、そのままというわけにはいかない。

(部会長)

そのあたりはどうか。

(委員)

難しい。実質的には、谷の上流部はなくなると思っても仕方ない。

その代わり、上流部の生物は、下流部に移るか、他地区にいるから良しとするか。

(事業者)

栃江限定で見つかっている種というのではない。

(委員)

下流部に残される湿地をできるだけ現状を維持するか、それだけでなく、湿地として生物が棲めるように改めて整備するしかないと思うが。

十分に検討して欲しい。

基本的には、水田は耕作されるのか。

(事業者)

田んぼに供給される水は、必要に応じて機能回復を行う。

(部会長)

場合によっては、湿地側に道路排水を落とすこともあるのか。

(事業者)

調査設計してないので何とも言えないが、残った湿地環境、田んぼに水がいかなくなることはない。

(部会長)

流れてくる面積がかなり少なくなるので、その辺を技術的にカバーしてほしい。

(事業者)

湿地と森林を行き来していた種については、この位置では移動はなくなるかもしれない。

(委員)

見つかったか見つかってないかは、どうやって調査するのか。

人間が立ち入って全域動き回るのか、カウンター持って行って数えるのか。

発見されたところを3つに分けているが、それぞれ発見されたところで区分が違う場合に、どういう意味があるのか。

(事業者)

調査については、概要書のときの踏査ルートを基本に、複数の調査員が歩き回って観察して調べる。

必要に応じて、夜間調査、種が確認出来る季節に1年間通して調査する。

(委員)

何人ぐらいの人間が、何日かけてやるのか。

これは、期間によっては、見つかるときも見つからないときもあるだろうと思う。

(事業者)

種毎の調査期間については、準備書の4-3-9-18頁を参照して欲しい。

確認された種の位置については、見つかった種から、恐らくこういうところを利用するだろう、という状況を見て分けている。

(委員)

発見された場所が違うのは、何を意味するか。

(事業者)

今回、直接改変するかどうかというので位置情報はそれに関わっている。

湿地か森林かで分けた理由は、路線ができることによって、湿地環境が破壊されないかどうか、破壊される場合は、例えば、湿地の改変部でこういう種が見つかるということを説明するためである。

(委員)

何かが増えたり減ったりすることを意味するのか。

(事業者)

この資料は、どういう種が見つかっていて、改変部だけに特殊な種が見つからないことを説明するためのものである。

(事業者が、資料1-2により、水質調査結果について説明。)

(部会長)

塩化物イオンが非常に高い理由は、どんなことが考えられるか。

(事業者)

橋梁から落ちてきている水で、道路の路面排水だけが流れてきているので、そこだけ濃度が高いと考えられる。

(部会長)

薄まることなく。

(事業者)

土工部とかの水が混ざらず、そこだけの水なので。

(部会長)

他のところは、周りのものが入って希釈されて出てくるということか。

(事業者)

そういうことだと思われる。

あと、今回は 12 月のデータなのだが、凍結防止剤の散布量の違いもあるのではな
いかと考えられる。

何日も散布したのが、雨がなかなか降らずにまとまって流れ出てくれば高くなる。

じわじわ出てくれば低くなることも考えられる。

(委員)

調整池があるのは、最後のところだけのようだが、調整池があるおかげで、濃度が
低いという可能性もあるかもしれない。

撒いた量が違うことによることもあると思うので見極めが必要。

調整池がきちんと機能していることがはっきりすれば、そういう対応も大事になっ
てくる。

(事業者)

資料 1 - 2 の 16 頁、調整池入口の時点で既に薄まっている。調整池に入るまでに
水が集まり、濃度が低くなっていると思われる。

(部会長)

調整池の機能を確認できるようなデータはあるのか。

(事業者)

調整池入口から入った水の濃度が、河川出口までに薄まっていないといけないのだ
が、データではあまり濃度が変わらない。

元々入ってくる濃度が低いからかとも思うが、その辺がよくわからない。

(委員)

円山川橋のところで、全亜鉛がけっこう高く環境基準を超えているが、支流の川と
かでも超えている。特別な理由でもあるのか。

上流でも高いときが何回かあるようである。

(事業者)

河川の元々の濃度が高い理由については、色んな水が混ざっているので、これとい
って特定はできず、こちらではわからない。

(委員)

近くに何かあって流れているのかな。

(委員)

このデータは非常に参考にはなる。

場所によって状況が違ふと思うので、希釈の程度も、川筋とか周辺の状況によって違ふわけで、今後の設計にうまく利用できるよう、もう少し解析ができれば良いと思う。

これからもこのようなデータを取られると思うが、似た地形のところなら同じような希釈効果も期待できるし、それに応じて調整池を設けるとか工夫もすることになると思う。

県道のデータの場合は、専用道路とは状況が違ふと思うので、そういった辺りも考慮してうまく設計に結びつくよう、データを読み取っていけたら良い。

供用後は、実際のデータを取り、フォローが必要である。

全亜鉛については、元々、水生生物や魚類への影響の観点から出てきた基準であり、この場合、類型指定の有無の問題もあるが、環境基準をクリアしていないところが多いので、できれば水産の状況も把握し、環境基準の精神をうまく活かして欲しい。

(事業者)

私共もせっかくデータを取っているので、設計のときは活用しながら検討する。

全亜鉛については、類型指定がないから環境基準を上回ってもいいんだ、ということはないと思うが、事業者としては排水基準との対比としている。

極力、濃い濃度で出ないように排水設計を心がける。

(事業者退席後、事務局が、資料2及び資料3により、準備書についての審査会意見とそれに対する事業者回答一覧及び答申案について説明。)

(委員)

資料3の文章7行目、1つ目の「影響」を削除してほしい。

「3 騒音、低周波」の(1)2行目、「地球環境に」よりも「地球環境へ」の法が適切では。

5の項目立てが、「5 植物・動物・生態系」となっているが、3だと「騒音、低周波」となっている。何か違うのか。

(事務局)

統一する。

(部会長)

過去の答申例もあると思うので確認してほしい。

(委員)

低周波の(2)で、「事後監視調査を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討」とあるが、道路が出来てしまってから事後調査をしても、低周波音が出てしまっているものの環境保全措置はできない。あらかじめ剛性を高めておくしかない。

なので、資料2の17、18の事業者回答に示されている剛性を高めたしっかりした道路を作る、といった文章をそのまま持ってきた方が良いでしょう。

事後調査で低周波が出ていることがわかって、苦情が出ても、対策は難しいので、前もって事業者を意識させておくことを言っていた方がいい。

(事務局)

答申案としては、低周波の項目は入れてきて、資料2のところを盛り込むということで良いか。

(委員)

事後調査については、事後調査をやって、何もないことが確認できれば良い。

ただ、低周波音が出てしまったら、適切な環境保全措置は難しいと思う。

これまでの苦情で、実際にきちんと解決された事例は少ない。大概、住民が我慢している。

(部会長)

具体的には、事後調査の前に、そういう文言を加筆する、ということで。

(事務局)

「低周波音にも十分に配慮して橋梁設計を進めるとともに、必要に応じ、事後監視調査を実施すること。」という表現で良いか。

(部会長)

生態系の(3)、「事業実施前に定量的手法による調査を実施し」とあるが、「定量的手法による調査」というのは、言った方と受ける方が共通理解できるのか。表現が気になる。

(委員)

どこまで書くことによって事業者が定量的な調査をやれるかはわからないが、少なくとも、書くことによって、意識した調査をしてくれるだろうとは思う。

(部会長)

とりあえず書いておいて、専門家に協議する、と書いてあるので、中身についてはそこでわかる、ということで良いか。

(委員)

この段階ではこれ以上は書きにくいので、こんなものだと思う。

(事務局)

定量的手法というところは、今日の資料1-1などの、色んな生き物がどう分布して、という、広がりや個数などの調査を踏まえて、という意味合いでとらえてもらえれば良い。

(部会長)

ケースバイケースで、適宜専門家と相談してもらえれば良いと思う。

(委員)

大気質も、低周波と同様、「事後監視調査を実施する」というのと、「環境保全措置を実施する」というのを、文章の順番を変えて欲しい。

可能な限り低減するために必要な環境保全措置を実施したうえで、事後監視調査も実施すること、とした方がいい。問題起こってから対策を実施しても仕方ない。

(事務局)

書いた趣旨は、粉じんで、外部要因で色々変化するだろうということで、準備書で

は1カ所しかなかったから、その分に、タイヤを洗う洗浄を付ければよいかと。でも他の場所でも足洗とかが必要か調べて、必要なら対応してね、という意味で書いた。

今のところは、今後調べてみて、やはり飛びそうだったら足洗とかをしっかりせよ、ということである。

(委員)

まず調べる、ではなく、環境保全措置をやってから、が大前提ではないか。

測ってみた結果どうやったか、ではなく。

(委員)

事業者も、1カ所だけでなく、全てのところでタイヤ洗浄をやると言われていたと思うので、すべてやっていただくということ、そういう趣旨かと思う。

(委員)

事後監視をすること、で終わってしまうと、監視した後のアクションはないのか、というのが気になる。

事後監視調査は義務か。

(事務局)

北近畿豊岡自動車道については、最後の区間は、条例により義務づけられている。

以前の4区間のうち、直近の2区間は法アセスなので、事後監視調査をやりなさい、とは言えるが、あくまで事業者マターである。

最後の今回の区間のみ、条例による義務となる。

(部会長)

事後監視は工事中的の話か。

(事務局)

工事期間中と、供用後概ね3年が対象となる。

(委員)

ここで問題になっているのは工事用車両なので、供用後はあまり関係ないのでは。それがひっかかる。

(委員)

事後ではないのでは。

(部会長)

事後監視調査を実施する、というのは不要で、工事中での配慮を求めるということでは。そこでは、可能な限り環境保全措置を実施すること、ということ。

(事務局)

一応、条例の第30条に規定があって、「工事着手後、指針に基づき事後監視調査を行わなければならない」となっている。

(部会長)

工事期間も適用されるということか。

(委員)

事後の時間の解釈が違うということですね。

(部会長)

それで意味が違うということ。

(事務局)

低周波については、これまでの4区間では、答申案・知事意見とも言及してなかった。今回、初めて言及することになる。

(委員)

現場を見て初めてわかったが、あの地形は問題が起きる可能性が高いと思う。

古い橋と違い、最近作られているものは剛性が高いので大丈夫かもしれないが、まだわからない。事業者は剛性が高いものを作ると言っているので、答申に書いたからといって、問題はないかもしれない。

(部会長)

地形的に、というのはどういうことか。

(委員)

橋梁の位置は谷筋になっており、住宅地の方に広がっているのです。

(部会長)

かなり迫ったところではある。

(委員)

橋が揺れて、そこで出たものが、谷筋に沿って下流側に伝播する。家が全部下流側にあるから、発生した低周波音がそのまま伝わることになる。

騒音も一緒なので、最初は住民から苦情が出るかもしれない。

(部会長)

答申案の取扱いについては、意見を踏まえ、事務局で修正対応いただきたい。

また、欠席委員に対しては、事務局から答申案の確認をお願いしたい。

修正や確認については、各委員と事務局で確認後、部会長が確認をしたい。

確認が終われば、会長へ部会報告をさせていただく。